

官報 号外

昭和三十一年三月十二日

○第二十四回 参議院會議錄第二十号

昭和三十一年三月十二日(月曜日)午前
十一時十一分開議

議事日程 第二十号

午前十時開議

第一 地方教育行政の組織及び運
営に関する法律案及び地方教育
行政の施行に伴う関係法律の整理
に関する法律案(趣旨説明)

第二 特殊土壌、地帯災害防除
及び振興臨時措置法の一部を改
正する法律案(衆議院提出)

第三 漁港法の一部を改正する法
律案(内閣提出) (委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

去る九日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

内閣委員 井上 知治君
地方行政委員 館 哲二君
法務委員 龜田 得治君
社会労働委員 藤原 道子君
同 森田 義衛君

商工委員
運輸委員

木島 虎藏君
小野 義夫君

通信委員
建設委員

高良 とみ君
館 哲二君

同

山縣 勝見君

予算委員

佐藤清一郎君

同

高木 正夫君

同

相馬 助治君

同

野田 俊作君

同

小幡 治和君

同

北 勝太郎君

同

古池 信三君

同

青木 一男君

同

長島 銀藏君

同

矢嶋 三義君

同

久保 等君

同

井上 知治君

同

青木 一男君

同

井村 徳二君

同

大蔵委員会に付託

同

西川 甚五郎君

同

大蔵委員会に付託

同

相馬 助治君

同

大蔵委員会に付託

同

佐藤清一郎君

同

大蔵委員会に付託

同

山縣 勝見君

同

大蔵委員会に付託

同

北 勝太郎君

同

大蔵委員会に付託

同

藤原 道子君

同

大蔵委員会に付託

同

龜田 得治君

同

大蔵委員会に付託

同

高木 正夫君

同

大蔵委員会に付託

臨時船舶建造調整法の一部を改正す
る法律案 運輸委員会に付託
住宅金融公庫法の一部を改正する法
律案 建設委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よって議長は即日こ
れを委員会に付託した。
違憲裁判手続法案(鈴木茂三郎君外
十二名提出) 法務委員会に付託
酒税法の一部を改正する法律案(春
日一幸君外十二名提出)
銀行法の一部を改正する法律案(春
日一幸君外十二名提出)
同日議長は、衆議院から予備審査のた
め送付された左の議案を法務委員会に
付託した。
裁判所法の一部を改正する法律案
(鈴木茂三郎君外十二名提出)
同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。
外資に関する法律の一部を改正する
法律案(春日一幸君外十二名提出)
物品税法を廃止する法律案(春日一
幸君外十二名提出)
同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。
宮内庁法の一部を改正する法律案
地方財政法等の一部を改正する法律
案
行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案

同日委員長から左の報告書を提出し
た。
漁港法の一部を改正する法律案可決
報告書
船舶職員法等の一部を改正する法律
案可決報告書
道路運送車両法の一部を改正する法
律案可決報告書
同日左の質問主意書を内閣に転送し
た。
白衣の戦傷病者の募金禁止に関する
質問主意書(片岡文重君提出)
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。
国立学校設置法の一部を改正する法
律案
日本学士院法案
同日衆議院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
鉄道抵当法の一部を改正する法律
案
公有林野官行造林法の一部を改正す
る法律案
同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。
国立学校設置法の一部を改正する法
律
日本学士院法
同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。
鉄道抵当法の一部を改正する法律

昭和三十一年三月十二日 参議院會議第二十号 會議 議事日程追加の件 海岸砂地帯農業振興対策審議会委員の選挙 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 一九四

公有林野官行造林法の一部を改正する法律

同日本院は、衆議院議員神近市子君、同田中伊三三君、同中山マサ君、同松岡松平君、同廣瀨十君、同吉田賢一君、参議院議員井上清一君、同一松定吉君、同藤原道子君及び同宮城タマヨ君が充て審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。一昨十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 山縣 勝見君
地方行政委員 斎藤 昇君
同 北 勝太郎君
法務委員 中川 以良君
社会労働委員 高木 正夫君
同 井上 清一君
同 島津 忠彦君
運輸委員 井上 知治君
同 森田 義衛君
同 野田 俊作君
通信委員 西田 隆男君
同 高良 とみ君
建設委員 小幡 治和君
同 館 哲二君
予算委員 佐藤清一郎君
同 菊川 孝夫君
同 青木 一男君
議院運営委員 青木 一男君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
内閣委員 井上 知治君
地方行政委員 小幡 治和君
同 館 哲二君

法務委員 井上 清一君
社会労働委員 森田 義衛君
同 中川 以良君
同 西田 隆男君
運輸委員 山縣 勝見君
同 高木 正夫君
同 高良 とみ君
通信委員 島津 忠彦君
同 野田 俊作君
建設委員 斎藤 昇君
同 北 勝太郎君
予算委員 青木 一男君
同 山本 經勝君
議院運営委員 佐藤清一郎君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
地方自治法の一部を改正する法律案
地方行政委員会に付託
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（黒金泰美君外一名提出）
内閣委員会に付託
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案（小坂善太郎君外五名提出）
建設委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
宮内庁法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託
地方財政法等の一部を改正する法律案
地方行政委員会に付託
同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。
物品税法を廃止する法律案（春日一幸君外十二名提出）
同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づき、昭和三十一年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

議長（河井彌八君） これより本日の會議を開きます。
去る四日、中田吉雄君が議員を退職されましたため、海岸砂地帯農業振興対策審議会委員に欠員を生じました。つきましては、この際、日程に追加して、その選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
議長（河井彌八君） 御異議ないと認めます。
同日議長は、ただいまの選挙は、その手続きを省略いたしましたして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

議長（河井彌八君） 日程第一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（趣旨説明）
両案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。清瀬文部大臣。
〔国務大臣清瀬一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣（清瀬一郎君） 今回、政府から提出いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法案は、現在の教育委員会制度を改正いたしますとともに、地方公共団体における教育行政の組織、運営に諸種の改善を加えようとするものでございます。
御承知のごとく、地方公共団体における教育事務は、その一部を除きまして教育委員会が担当いたしておるのであります。この教育委員会は、まず昭和二十三年の秋に都道府県、並大市及び若干の市町村に設置されました。昭和二十五年の秋に若干の市に設置せられた後に、昭和二十七年の秋に至って全国すべての市町村におかれたのでございます。いわゆる六・三制の実施、教科内容の改善、社会教育の振興等に漸次その成果をあげて参つたものでございます。

しかしながら教育委員会制度は、占領下早急の間に、ほかの諸施策とともに採用実施せられた制度でもあり、またさらに検討を加えなければならぬ問題と多数包蔵していたものと存するものであります。昭和二十七年全市町村に教育委員会が設置された後も、教育委員会制度に対する改正意見が、公けの機関やその他の機関または団体からいろいろと述べられて参つた次第でございます。政府は、かねてよりこれらの諸種の見解を慎重に検討いたし、教育委員会の実情をいろいろと研究いたして参つたのでございますが、この際、現行の制度を再検討すべきものであると考へて、現行制度のうち、とるべき点はむろんとり、改むべき点は改め、また加えるべき事項は附加いたしました。新たな立法を行ふこととして、この法案を作成いたしました。

この法律案を提出いたしまするについて、特に考慮を払いました重点は、次の二点でございます。

和二十三年の秋に都道府県、並大市及び若干の市町村に設置されました。昭和二十五年の秋に若干の市に設置せられた後に、昭和二十七年の秋に至って全国すべての市町村におかれたのでございます。いわゆる六・三制の実施、教科内容の改善、社会教育の振興等に漸次その成果をあげて参つたものでございます。

しかしながら教育委員会制度は、占領下早急の間に、ほかの諸施策とともに採用実施せられた制度でもあり、またさらに検討を加えなければならぬ問題と多数包蔵していたものと存するものであります。昭和二十七年全市町村に教育委員会が設置された後も、教育委員会制度に対する改正意見が、公けの機関やその他の機関または団体からいろいろと述べられて参つた次第でございます。政府は、かねてよりこれらの諸種の見解を慎重に検討いたし、教育委員会の実情をいろいろと研究いたして参つたのでございますが、この際、現行の制度を再検討すべきものであると考へて、現行制度のうち、とるべき点はむろんとり、改むべき点は改め、また加えるべき事項は附加いたしました。新たな立法を行ふこととして、この法案を作成いたしました。

この法律案を提出いたしまするについて、特に考慮を払いました重点は、次の二点でございます。

この法律案を提出いたしまするについて、特に考慮を払いました重点は、次の二点でございます。

この法律案を提出いたしまするについて、特に考慮を払いました重点は、次の二点でございます。

第一に、地方公共団体における教育行政と一般行政との調和を進めるとともに、教育の政治的中立と教育行政の安定を確保することを目的とした。わが国の教育は、地方公共団体の努力に負うところがきわめて大であります。即ち国立及び私立の学校を除いて小中学校の義務教育はもとより、高等学校、幼稚園、さらには大学に至るまで、市町村や都道府県の手によって維持経営せられているのであります。また青少年教育、婦人教育を初め、各般の社会教育もそれら地方公共団体の手によって推進されているのであります。従つてわが国の教育の振興をはかりますためには、これらの地方公共団体における教育行政の運営が正かつ円滑に行われることが必要でございます。知事や市町村長は、申すまでもなく、民主的な公選による機関であります。本来独任制の機関でありますから、教育のごとき中立を要求せられる事務については、別に合議制の機関をもつて事務を担当せしむる必要があるのであります。しかししてすでに述べましたごとくに、教育の振興のためには、わけても義務教育の普及をはかりますため教育に関する事務の相当な部分を市町村が担当しているものであります。学校その他の教育施設の整備だけでなく、学校の運営を管理助成し、教職員の指導に努め、社会教育の振興をはかる上には、この市町村

に期待するところ大きいものがあります。その上町村合併の進展の結果、市町村の行政能力は強化されようとしてゐるのであります。すなわち、この法律案は、都道府県のみならず、すべての市町村に合議体の執行機関として教育委員会を存置することにいたしました。なお、従来の運営の実態にかんがみ、その組織及び権限に必要な改正を加えたのであります。即ち、委員の選任方法は、直接公選の制度を改めまして、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すること等の措置を講ずるとともに、教育委員会と知事や市町村との間の権限に調整を加えることとしたのであります。すなわち、いわゆる予算案条例案の二本建制度を廃止し、するとともに、教育財産の取得及び処分、教育事務にかかる契約の締結の権限、収入または支出の命令の権限を知事や市町村長に移すことといたしました。両者の関係を調整し、地方公共団体における教育行政の円滑な運営とその振興をはかりたい所存でございます。

第二には、この法案の重点といたします点は、国、都道府県、市町村、一各々の市町村ごとに人事を管理することとが無理であるという点の証拠でございます。また現在、都道府県が小中学校の教職員の給与を負担しておりますことも、市町村の担当する義務教育等の振興をはかる上に、都道府

県との協力が必要であることを物語っておるものでございます。今回小中学校等の教職員の任命権を都道府県委員会に担当せよとしますことは、これらの学校の運営を円滑に行う趣旨にほかなりません。しかしながら、都道府県の教育委員会が単独でこの任命権を行使したという事は事実上困難でございますので、市町村の教育委員会の内申を待つて行うことにいたします。市町村立学校における教育は、当該市町村の事業であること、これらの教職員は当該市町村に属する職員であることとからいたしまして、市町村の教育委員会、これらの教職員の職務の監督を行い、その職務の遂行の適正を期すべきものとしたのでございます。このほか、文部大臣及び教育委員会相互の間の関係を次のように考えておるのでございます。

現行制度のもとにおきましては、文部大臣や都道府県委員会、都道府県または市町村に対しては、技術的な指導、助言または勧告の範囲を越えることはできないこととされております。このような現状を改めるために、文部大臣や都道府県委員会の積極的な指導的地位を明らかにいたしますとともに、文部大臣は、教育委員会や地方公共団体の長の事務処理に関して、法令違反等の事由がある場合には、必要な是正措置を要求して、教育行政の適正な運営を確保したい所存でございます。また教育長の任命につきまして、文部大臣なり、都道府県の教育委員会の承認を要することとしたため、その地位に照らして、これによって教育行政の国、都道府県、市町村、これが一体として運営を期したいと考えたからでございます。以上がこの法案の基本的な考え方となつておるのでございますが、なお最後に、五大市における特例と、この法律の施行期日について簡単に付言いたします。五大市に対しては、法律で教職員の人事権を大幅に法定委任いたしました。これは五大市の規模と能力にかんがみて、実情に即せようとする意図にほかなりません。また、現行教育制度からの移行をなめらかならしめるために、本法の施行期日を本年の十月一日といたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の提案理由、またその趣旨を説明したいと存じます。同法案によつて教育委員会の委員の選任方法は、公選制によらず任命制に改められ、市町村立学校の教職員の任

命権は、都道府県の教育委員会に属せしめられることとなり、さらにまた、教育長の選任方法に変更が加えられるほか、教育財産の取得及び処分を地方公共団体の長が行うものとする。文部大臣及び教育委員会相互の関係を明らかにして、指導機能を強化するとともに、文部大臣の教育に関する責任を明確にすること等の措置がとられたことは、ただいま申し上げた通りでありますので、これに関連いたしまして多数の閣僚法律との調整をはかる必要が生ずるのでございます。ここにそれら所要の規定を取りまとめまして、この法律案を提出したのでございます。

以上、簡単にござりますが、この閣僚法律の整理に関する法律案提案の理由を説明したのでございます。

何とぞ地方教育行政の組織及び運営に関する法律案とあわせて、慎重御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。笹森順造君。

〔笹森順造君登壇、拍手〕

○笹森順造君 私は自由民主党を代表し、ただいま議題となっております地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びにその施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につき、総理大臣並びに文部大臣、自治庁長官に対し、

基本的なる諸点につき質疑をいたしたいと思ひます。

この二法律案は、表題では教育行政の組織と運営に関するものとして示されておりますが、その内容においては、教育の基本理念に触れるものではないか、この点を検討する必要があると思ひます。

そこで私は、まず政府が本法案を提出して教育行政制度の改革を行わんとするについては、わが国教育の基本的な理念と本法案との関係をいかなる認識においてなされたものであるかをお尋ねしたいのであります。現在わが国教育の基本理念を規定している教育基本法は、御承知の通りに終戦直後の昭和二十年十月、連合国の「日本の教育制度の管理に関する覚書」をもととして作られたものであります。当時連合国は、わが国の諸制度の改革を企てた際に、それらの諸制度の基礎になつてゐる日本国民の思想や感情にまで立ち入つて変革しなければならぬとし、教育の場においては、その民主化をはかることと、軍国主義的及び極端な国家主義的観念の普及を禁止することを意図し、教育基本法の立法を勧告したという点を政府当局は現在いかに考へておられるのでございましょうか。

民主主義教育と申し、排他的超国家主義排除の教育と申しまして、それはいかなる歴史の段階においても国民が一つの国家の構成員であるのと同じく、

な自覚を失わしむるがごとき教育となつてはならないと思ひますが、この点、総理並びに文相はいかに考へになさるでしょうか。

教育基本法が国会で審議されました当時、当時の貴族院の一議員は、人間には個人としての資格と国家社会の組織の一員としての資格の二つがある。この案には、ことに個人の完成という

ことに重きが置かれ、国家社会の一員としての心がけに触れるところが少いという見解を述べておられますが、この議論は、確かに基本法の一面をついてゐるものと考えられるのであります。かくて教育の民主化が叫ばれた当初においては、教育行政の面においても、国家は教育に対して責任を負うが、教育に対する監督権を持たないという事態を生じたのであります。また、教育基本法第十条には、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われべきものである。教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行する必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と定められております。これによつて国は教育の内容に介入すべきではなく、教育の外に於て教育を守り育てるための諸条件を整へることに目標を置くべきであるという解釈が行われておるのであります。かくして国家が教育行政から監督の手を放し、教育の内容にも介入し

ないことになつた際に、教育者が總じて自主的な自覚を持つていたならば好ましい成果を上げておつたのでありましょう。しかるに戦後混乱のもとに、いまだ自覚を取り戻すに至らぬ間に、正しい監督をも得なかつたために、かえつて一部の不当な支配に陥り、国家社会全体に對する責任をとなないことが、あたかも民主主義であるかのごとき誤解を持つ者さえ続出したのであります。このあやまちを政府当局はいかにして是正せんとするか。

本来教育の民主化とは、その結果として、民主化された国家の構成員が、民主化された国家の一員たる自覚を持ち、その民主国家を守り育てることであつて、かかる精神が養われるために、民主的に構成された国が教育の内容を吟味し、監督の権限を持つことが、むしろ健全な教育の民主化促進の上に必要なことではありませんか。この点に關し教育基本法は完璧であり、改むべき節が全くないか、これに對し、政府当局の見解を表明せられたいのであります。

政府当局は、教育基本法をあくまで現在のまま動かすべからざるものとす

る前提に立つて、本法案による教育委員会制度の改革を行わんとするのであるか、それとも教育基本法等の教育関係諸法律すら、早晚改正を要するものと考えておられるのか、すなわち占領政治の所産として、わが国の実情に即

しない面を是正するものの一つたることを予定して、その一階梯として考へておられるのか。もし前者、すなわち今回の改正が教育基本法を不動の鉄則としてその上に立てられたものであるとすれば、政府は、本法案はこの教育基本法の精神にもとらなないとの理由を明らかにせられたのであります。もしまた後者、すなわち今回の改正は、将来の広範な教育改革の一階梯として立案されたものであるとするならば、その教育改革の全体の構想はどういうものであるか。端的に言へば、教育基本法を改正する御意旨があるかどうか。改正するとすればどういふ方向に改めようと思はれるものであるか。

これらの点について総理大臣並びに文部大臣の御所見を承りたいと存じます。これが質問の第一点であります。

第二にお伺ひしたいことは、教育委員会の公選制廃止の問題についてであります。まずお聞きしたいのは、教育委員会の改選をめぐる、これまで相當に激しい議論が行われ、これを全廃せよという意見も各方面から相當に強く叫ばれていたのであります。が、今回の改正案は、教育委員会を存置することになつております。ところで地方公共団体の長のほかに、なぜ合議制の教育委員会を存置することを必要とするのか、この点について十分なる御説明をさらに文部大臣にお求めしたいと思ひます。

政府は、本法案はこの教育基本法の精神にもとらなないとの理由を明らかにせられたのであります。もしまた後者、すなわち今回の改正は、将来の広範な教育改革の一階梯として立案されたものであるとするならば、その教育改革の全体の構想はどういうものであるか。端的に言へば、教育基本法を改正する御意旨があるかどうか。改正するとすればどういふ方向に改めようと思はれるものであるか。

これらの点について総理大臣並びに文部大臣の御所見を承りたいと存じます。これが質問の第一点であります。第二にお伺ひしたいことは、教育委員会の公選制廃止の問題についてであります。まずお聞きしたいのは、教育委員会の改選をめぐる、これまで相當に激しい議論が行われ、これを全廃せよという意見も各方面から相當に強く叫ばれていたのであります。が、今回の改正案は、教育委員会を存置することになつております。ところで地方公共団体の長のほかに、なぜ合議制の教育委員会を存置することを必要とするのか、この点について十分なる御説明をさらに文部大臣にお求めしたいと思ひます。

さて問題は、教育委員の公選制の廃止であります。公選制は、教育委員会制度の眼目であり、公選制を廃止すれば、教育委員会はもぬけのからに過ぎないものとなり、教育の民主化はそこなわれ、いわゆる不当な支配がまた復活するのではないかととして公選制の廃止に対する反対論が行われております。昭和二十七年、地教委設置の問題が国会の審議に付せられました当時、私は公選制をとる地教委の設置による多くの難点に対し懸念しておったのであります。地方公共団体の長とは別個に教育委員も公選によりこれと並立すること、教育民主化に不可欠の要件であるかどうか。地方公共団体の長は公選により住民の意思を代表するものである限り、その長が教育行政の衝に当ることは、民主主義をそこなうという議論は成り立たないと思うが、政府当局の見解をさらに明確に承わりたいと思うのであります。

教育の民主化をはかるためには、教育委員は公選されなければならないといふならば、現在地方公共団体の長が行なっている各種の他の行政部門の担当に当る者も公選されなければならないという議論も出てくるのであります。そうしたならば、社会保障、土木建設、農林水産、商工等、各種事業の振興の行政も住民の意思を尊重し、民主的に運営するために、それぞれ別個の公選委員を必要とするという主張も成り立つておるやうなところがあります。

さて問題は、教育委員の公選制の廃止であります。しかしそれらの他の行政は、住民がみずから選んだ者を信頼して民主的に行われている限り、教育だけが公選の委員をせよ必要とするという理由はすでに失われ、むしろ地方公共団体の行政の任に当る者の公選だけに求めることは、健全な民主主義育成のために適当ではないか。これに対する政府当局の所見を伺います。

教育委員の公選制と委員会の現制度は、地方の自治行政を二分化し、無用の摩擦を随所に散見しておるのが事実であります。かつまた、人口の数の少ない町村では、町村長や町村議会議員以外に、公選によつては適當な教育委員を得がたいという實際上の難点も見受けられます。本法案では教育委員の公選制を廃止することになっておりますが、本法案の新しい方式で、果して政府がお考えの通りに地方行政の二元性が完全に解消せられるものでありましょるか。その点について文部大臣の御答弁を求めます。

また本法案により、地方公共団体の長が、今後教育行政の任に当ることによつて、いわゆる不当な支配が行われぬし、また教育の民主主義がそこなわれぬといふならば、その論拠と確信のほどを伺いたいのであります。

第三に、教育長の問題について伺います。本法案準備の過程において、教育長を廃止すべしという意見も出たやうであります。結局存置することに

なっております。そこで教育長は、教育委員会の指揮監督のもとに教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる教育行政の専門家としてその人を得ることは、教育委員会の業務遂行上きわめて重要なことであります。その任命については若干の質疑をいたしたいと思ひます。本法案によりますと、市町村の教育長は、当該市町村の教育委員の中から任命することになっておりますので、私はその理由をただしたいと思ひます。元來教育委員は、教育の専門家でなくとも、りっぱな意見を持つ人により教育行政の運営をはかつていくことを主眼とし、それをこの制度の特色としておりました。

しかるに現在教育委員に多数の教育経験者が選ばれておりますが、その方々の多くは教壇の経験があつても、教育行政の担当者であつた方は案外少いやうであります。教育に関する意見を持った人たちが構成される教育委員会と、そのもとにあつて教育行政の実務にたんのりなる教育長と、この二つが組み合わされるところに妙味があると思ひのであります。ところが今度は、教育委員のうちから、教育行政を専門的に取り扱う市町村の教育長が任命されるということになっております。これによつて果して適當な教育長が得られるのでありましょるか。また教育委員の指揮監督のもとに委員会の事務をつかさどる教育長は、依然として指揮監督者たる委員であるといふところに

監督者たる委員であるといふところに行政上の秩序の紛争を来たし、また委員会運営上委員相互間に無用の摩擦を生ずる危険はないか。この点を承わりたいのであります。政府は、教育委員の性格変化を予想し、それが教育委員会のあり方を改善する道であるとして、この兼任の措置をとつたのでありましょるか。もしそうだとするならば、都道府県の教育長についてもまた同じ制度をしなくてはならないか。都道府県教育長についてはそのことが見られないのはどういふ理由によるものでありましょるか。この点について文部大臣の御所見を承わりたいと思ひます。

さらに、教育長の任命は、従來はそれぞれ教育委員会が自己の判断において行ふことになっておりました。今回の改正においては、市町村の教育長については都道府県教育委員会の承認、都道府県の教育長については文部大臣の承認を要することになっておりますが、これはどういふ理由によるものでありましょるか。この点は相當議論の多いところでありまして、この改正によつて教育行政の振興をはかり、特に教職員の人事の問題が円滑に運営されるというのであるならば、これらの諸点を納得のいくまで説明されたいと思ひます。

最後に、教育委員会関係の予算について、文部大臣と自治庁長官とにお伺ひいたします。教育委員会制度の改正が問題となりましたときから、この制度の改革は、経費の節約に資するところがあるのだと言われておつたのであります。本法案によりますと、地方公共団体の長と教育委員会との予算の編成執行に関する権限が、文字の上ではなるほど整理して書かれておりますが、しかし実際の運営上は、かなり摩擦を生ずる余地があるのではなからうか。こゝういふ危惧を抱くものでありましょるか。これが地方公共団体の内部の局限でありまして、予算の編成も執行も完全に一本化されておりますから、摩擦などの生ずる余地はありませんが、教育委員会は従來予算に関する独自の権限を持つてきたものであり、二本建が廃止されたとは申しまして、完全に地方公共団体の長のもとに一本化されるわけではなく、教育委員会は相當な権限を持ち、ことに予算の執行に関する権限を持つておるのであります。それから、予算の執行上に摩擦を生じ、円滑を欠くことになりはしないかといふことをおそれるのであります。そゝういふ摩擦を防ぐために、どういふ運営をなすことが好ましいかと考えておられるのであるか。この点に関する立案者の配慮のほどを承わりたいのであります。

地方財政の赤字は非常に大きな問題でありまして、従來からその赤字の原因の一つに教育費があげられておるのであります。教育委員会の制度が改め

昭和三十一年三月十二日 参議院會議録第二十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(趣旨説明)

一九八

られることによつて、教育費の合理化が行われ、地方財政に寄与するであらうという期待も持たれております。さればこそ、また逆に今回の改正は、教育費を圧迫するものであるという反対論も出ています。今回の改正は、教育費にどういふ影響を及ぼすものでありましょうか。教育費の圧迫になるといふ心配はないでございましょうか。それとも今回の改正が地方財政の上にも、教育行政の運営の上にも、むしろ合理的で能率的な好影響を与えたいと思つておられます。その点を明確に伺いたいと思つております。

なお、一般会計においては、本年度の予算書では本法案関係分は、経過措置を必要とするため平年度の状況は不明であります。本法案による教育委員会制度の改革によつて経費が節約されるというならば、それは、平年度一般会計でどれほどの節約になるか。その点を明らかにされたいと思つております。これ、もとよりわが国教育行政の機能を十分に発揮し、本法案本来の目的を遂行するに足る周到なる配慮の上になさるべきことは言を待たざるところであります。

以上の諸点について、総理並びに係大臣の明快なる御答弁を求めるものであります。(拍手)

〔国務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(鳩山一郎君) 笹森君から、多年の経験に基いていろいろの御

質問がありましたが、私は教育基本法について改正を予想しているかどうかという点がおもなる点であつたと思ひますので、その点についてだけ答弁をいたしまして、他は文部大臣から答弁をしてもらいます。

教育基本法には、教育の理念、教育の基本となるべき道徳の基準が示されておりますが、これだけでは不十分であるという批判もありますので、これらの点は、ただいま御審議中の臨時教育制度審議会でも十分検討していただきたいと考えております。

他の御質問に對しましては、関係当局から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣清瀬一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(清瀬一郎君) 笹森さんのお問ひの第二の、教育委員会の委員の公選をやめた理由のことでございます。教育は別に法律がなくとも、むしろ中立性を保つべきものでございませう。国の政治においては二大政党主義をわれわれ希望いたしておりますけれども、教育は、一方に偏せず、永続的に進行さるべきものと思つております。そこで町村の有権者と教育委員会の有権者と、同じ有権者で二つの選挙をすることがいいか、あるいはまた町村の議員も民主的に選挙されておりますし、町村長も民主的に直接選挙で今日は選挙されております。どちらがいいかは議論があるところでございませうが、われわれの考えは、やはりこ

れは町村長が町村議員の同意を得て任命すればそれで民主主義はそこなわれものじゃない。教育委員会を直接選挙でしますというところ、場合によれば一党派が教育委員全部を占めることがなきにしもあらずでありますから、そこで今回は教育委員は、一定数以上、五人の場合は三人以上は同党派に属せしめないとといったような制限を置いて、バランスをとるつづつ教育委員会を構成する方が中立を保つのに適當であらうとわれわれは考えたのでございませう。(五人のうち三名じゃ、だめじゃないか)と呼ぶ者あり、拍手)同じ党派は二名です。いけないのが三名以上というのです。三名を含んで三名以上はいけないということなんです。

それから県教育委員会が教育長を置く場合のことについて御質問がありました。これも県の方では、教育長の存続については議論はないように思ひますが、町村の場合、小さい行政単位の町村の場合に、行政委員会たる教育委員会が、もう一つ教育長を持つことがいいか悪いかについては、議論は世間にもあると思ひます。私も所属の党派内にも議論はございました。そこで最後の結論は、行政を簡素にするという意味において、町村ではいっそ、教育長のような毎日目勤の人はいるだろうが、五人、また小さい村では三人、その教育委員の中から、だれかを一つ選任をする、これが簡素でよろうと

いふ結論は、私も思ひます。教育長適任の者は、もとより教育委員が任命のことでありますから、任命の際に適當な者が選ばれておれば、その人を得ることはかたくなに存じます。

なお最後に、このことについて、府県の教育長は文部大臣の承認、町村の教育長は府県教育委員会の承認といつて、連絡をつけております。これは、そもそもの日本のような国の教育は、やはり有機的に一体としてやらなければならぬ。それを府県で切り、県あるいは町村で切つて、まるで中央と連絡がないようなものじゃ、いい教育がでないだらうと思つて、教育連絡一体の考えより、これを機構の中に入れたのでございませう。

それから最後に、予算のことについてはあるいは自治庁長官が補充して下さると思ひますが、今までの二本建予算は争ひのものとございましてから、これは廃します。廃しますけれども、教育は、ほかの行政とは違つた特質を持つておりますから、教育予算、また教育に関する条例については、教育委員会の意見を聞いて御提案下さるようにならしておるのでございませう。これがために、一般経費が教育費を圧迫するといったようなことはなからうと存じます。

〔国務大臣太田正孝君登壇、拍手〕
○国務大臣(太田正孝君) 笹森議員の御質問に對してお答えいたします。御質問は、總じて本法律案の改正と地方財政との関係でございませう。その第一は、この法律を改正することによつて、教育費に不当の圧迫を来たすことがないか、こゝういふのでございませう。申し上げるまでもなく、原案送付権の制度であるとか、二重予算の制度は廃されますが、本法案は、予算作成につきまして、教育委員会の意見を聞いた上でやるということになっております。従つて十分話し合ひをした上で予算を編成することになりますから、御心配のような不当圧迫はないと信じます。

第二は、この法律改正で教育費、経費の節約があるかという御質問でございました。こまかい、あるいは委員が七人が二人になる、これは県会議員でございませうが、そういう費用の小さい問題もございませう。また事務費につきましての節約もございませうが、一番大きな問題、主として選挙費用が減るといふことでございませう。交付団体、不交付団体の区別はございませうが、總じて、總計いたしまして十五億二千万円減することになります。

第三に、予算の二本建が廃されたが、なお予算の編成上摩擦のおそれがあるのではないかとお言葉でございました。原案送付権が廃される、二

重予算制度が廃されますが、教育関係予算案の作成につきましては、先ほども申しました通り、教育委員会の意見を聞くということになって、他の地方にある行政委員の關係と変らないことになりました。また委員選任の方法の改正もございまして、従つてそういふ摩擦はないと申し上げるのでございます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 荒木正三郎君。

〔荒木正三郎君登壇、拍手〕

○荒木正三郎君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程せられました地方教育行政に関する二法律案に對しまして質疑をいたさんとするものであります。

吉田内閣の当時、大達文部大臣は、教育の中立性を確保するためと称して、教員の政治活動を全面的に制限する法律案を国会に提出いたしましたのであります。その際われわれは、中立性確保の美名に隠れて革新勢力の進出を抑え、保守勢力の温存をはかり、憲法改憲を促進しようとする党利党略に基づくものであるとして、強い反対をいたしましたのであります。このたび、鳩山内閣によつて提出せられました教育行政に関する法案は、教育二法にも劣らない悪法でございまして、教育から民主主義を奪ひ、教育を政府の統制下に置こうとする野望から出たものであつ

て、われわれの断じて許容できないところであります。(拍手)

第一に指摘しなければならぬのは、教育委員の公選制を廃止して任命制に切りかえようとしている点であります。戦後の混乱の中にあつて、教育復興のために、教育委員会が果して参りました役割は、高く評価されなければならぬと私は考えております。特に、久しきにわたりまして教育界にはびこつておりました官僚主義と政党的介入を排除して来たことは、教育委員会の公選制がもたらしました大きな収穫であつたと信ずるものであります。官僚独善の弊が取り除かれるにつれて、教育界は非常に明朗になつて参つたのでございまして。今日この学校へ行つても、戦前のように、役人の前に直立不動の姿勢をとらなければならぬというような先生の姿を見ることはなくなりました。また、ごちそうをしでございけんをとらなければならぬ校長さんも全くなつたのであります。これは、教育界にとつて非常にうれしいことであります。また政党的介入が、いかに教育界を毒したかはここに述べるまでもないことであります。(拍手)教員の人事が、政党内によつて左右されたとして申しても過言ではなかつたのであります。それとともに、教育は上から与えられるものでなく、国民自身の努力によつて築き上げて行かなければならないという自覚が力強く起つて

参りまして、今日PTAの活動はきわめて活発であります。戦前の教育後援会の役員は、ごく一部の人のに限られていて、その人たちは寄付金を出すのが一番大きな任務でありましたが、今日では各階層の人々が参加して、みんなが協力して教育を守つて行こうとする涙ぐましい努力が続けられてゐるのであります。父兄が学校の先生と一緒になつて、ときには教育委員とも一緒にあるいは教材教具の整備のために、知事や市町村長に働きかけて、教育予算獲得のために立ち上つてゐるのが今日の姿であります。教育が国民のものになつてきてゐる何よりの証拠であるとは私は考へるのであります。(拍手)この父兄の立ち上りを最もおそれてゐるのは政府であります。再軍備優先の予算を組んでゐる政府には、教育に回す金がないからであります。国民が子供の教育のために立ち上つてきたのは、教員組合の活動と教育委員の公選制がもたらした大きな成果であると信じます。しかるに政府は、公選制を廃止して任命制に切りかえようとしてゐることは、再び教育界に官僚主義の復活をはかり、政党的介入を許すことになるのであります。反動文教政策と言わなければなりません。(拍手)

そこで私は、総理大臣にお尋ねいたしますが、その第一点は、公選された教育委員会が今日まで果してきた業績について、総理はどのような評価をしておられるか。総理の見解を聞きたいと思ふのであります。第二点は、任命制に切りかえることによつて、官僚主義の復活、政党的介入について、何ら心配するところがないと考へておられるかどうか。第三点は、教育基本法第十條に、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきものである」と規定されております。このことは、われわれが太平洋戦争という悲惨な体験を通して、學問の自由は守らなければならない、思想言論の自由は守らなければならない、かたく決意するとともに、教育を政治権力の支配のもとに置いてはならないという大きな自覚を持つに至つたからであります。この教育基本法の精神をそのまま受け継いで、教育委員会法第一條にも同趣旨のことが書かれてゐるのであります。ところがこのたび政府が提案いたしました法案には、どこにもこの趣旨が規定されておらないのであります。教育委員を任命制に切りかえることは、教育基本法第十條の趣旨に私は反すると思ふのであります。首相の見解を伺いたいと思ふのであります。

第二に指摘しなければならぬ点は、文部省の権限を拡大強化して中央集権化をはかつてゐることです。この法案の内容を見まして、まず氣づくことは、都道府県教育長は文部大臣の承認を経なければならぬと規定されております。さらに、教育委員会の組織、運営に關し、指導及び助言を与へると規定されております。次に最も驚くべきことは、校長、教員その他教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に關し、指揮及び助言を与へ、または主催することができるといふ規定まで挿入をいたしてゐるのであります。かくては教育委員会は、文部省の出店にすぎないという哀れな存在になるのであります。自主的な独立した教育行政をやることは不可能であると思ふのであります。過去のわが国の教育行政組織が、文部省のもとに中央集権的、官僚的な教育行政組織を確立し、それが国家主義的な教育の樹立に努めてきたことは、われわれの苦い経験として想起するものであります。特に私は教員の行方研究集会に文部省が指揮監督するといふことは、思想統制を行わんとするものであつて、許し得ないことであると思ふのであります。(拍手)申すまでもなく學問の自由、思想の自由、集会の自由は憲法の保障するところでありまして、教職員の自発的に研究集会に、文部省が介入し、指揮し、監督するといふことは憲法違反の疑いがあると思ふのであります。首相の見解を明らかにせられたいのであります。なお、日本教職員組合は、教員の全国的な研究集会を今日までに五回にわたつて開催し

昭和三十一年三月十三日 参議院會議録第二十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(趣旨説明)

二〇〇

て参りました。その成果は年々上りつ
つあります。本年二月に行われた松山
における集会には、教員を初め教育委
員会関係者、あるいは子供を持つ父兄
の方々、一万人に近い人々が集まつ
て、日常当面している教育上の諸問題
について真剣な討議が行われたのであ
ります。現場の教員が、父兄が子供の
教育のために、いかに苦しんでいるか
ということは、おそらく文部大臣はお
わかりにならないと思ふのでありま
す。こんな法案を作る前に、一度でも
よろしいから、この研究集会に出席さ
れることを私はお勧めをいたします。
文部大臣は、この日教組主催の研究集
会に対して、どのような認識を持って
おられるか、所見を伺っておきたいと
思ふのであります。

第三に指摘しなければならぬ点
は、これだけの教育行政上大きな変革
を加えようとしているのに、政府は、
なぜ各方面の意見を聞くことしなかつ
たかという問題であります。文部大臣
の諮問機関として中央教育審議会が設
置されております。なぜこの中央教育
審議会に諮問をして意見を聞くことし
なかつたのであるか、その理由を明ら
かにせられたいのであります。中央教
育審議会は、今日まで教育上の幾多の
問題について、文部大臣の諮問にこた
えて意見を述べてきていますのであり
ます。大達文部大臣の際におきまし
て、教育二法を提案する際に、一応中

央教育審議会の答申を求めておるので
あります。清瀬文相の態度は、中央教
育審議会を無視するものといわなけ
ればなりません。第三次鳩山内閣が成
立してからすでに四カ月を経過し
ておるのであります。その間十分余裕
があつたはずであります。あるいは
中教審に諮問すれば、教育委員の公選
制廃止というような答申が得られない
という事情にあつたので、中教審に諮
問しなかつたのであるかどうか、その
間の事情を明らかにしてもらいたいの
であります。

なおこの際、鳩山首相にも伺つてお
きたいと思ひますが、政府は本国会に
臨時教育制度審議会設置の法案を提出
しておられます。教育制度の改変とい
う重大な問題は、慎重を期するため
にも、また一党独善に陥らないため
にも、広く意見を聞くことは当然なこと
であると思ひます。政府はこのため
に臨教審の法案を出しておられると思
ひます。臨教審の成立を待つ
て十分な検討を加えたのち、政府の態
度を決定してもおそくないと思ふの
であります。この点、総理大臣の見
解を聞きたいと思ひます。特に先ほど
佐藤順造君からの質問に對しまして総
理大臣は、教育基本法についても臨教
審に諮問をして、そして改善を加えた
い意向のような御発言がございました
。日本の教育の基本は、申すまでも
なく教育基本法に規定されておるので

ございます。この教育の基本である教
育基本法さえも改正するといふような
意思を持つておられるならば、まして
この教育基本法から出ておる教育行政
の問題を先に決定するといふことは、私
は本末転倒であると思ひます。(拍手)
われわれは、今日教育基本法改正に對
しては、何ら改正する必要は認めてお
らないのでございすけれども、もし
鳩山総理がそういう意向であるなら
ば、まず教育基本法の問題を検討し
てしかる後、教育行政の問題に及ぶべ
きであると思ふのであります。この
点あわせてお答えを願ひたいと思ふの
であります。あるいは教育委員の任期
が本年の十月であるといふことから、
間に合わないといふお考えであるかも
しれません。しかし教育委員の任期を
さらに一年延ばすといふことも考えら
れるのであります。多数をもつて押し
切ればよいといふのであるならば、何
を好んで臨教審などを設けようと思は
れるのか、政府は党利党略に基いて教
育を道具に使おうとしておられるとい
う非難を受けても答弁の余地はないと思
ふのであります。(拍手)

私は、以上三点にわたりました質疑
をいたしました。この際特に清瀬文
部大臣に對しまして「一、二の質問をい
たしたいと存じます。
清瀬文部大臣は、民主党の政策審議
会長をしておられた当時、民主党は地
教委廃止という態度を決定しておられ

ます。ところがみずから文部大臣にな
られるに至つて、この態度を一變し
て、そうしてみずから今度の法案を出
しておられるわけでありました。このよ
うに態度が豹変したのは、一体いかな
る理由によるものであるか。この際明
らかにせられたいと思ふのでありま
す。なお自民党の三大教育政策の中
に、教育の中立性厳守ということがあ
ります。今日教育の中立性が侵されて
いるという事実があるのかどうか。ま
たこの中立性厳守といふことは、今後
どういふふう具体的にしようと思は
れるのかどうか。この際所信を明
らかにせられたいのであります。少く
ともわれわれの考えでは、吉田内閣当
時に作られた教育の中立性に関する二
法案ほど教育に関する悪法はないと信
じておるのであります。今こそ大英断
をもつて、この二法案を廃止すべきで
あると思ふのであります。見解を
伺いたいと思ふのであります。

最後に、最近、新聞あるいはラジオ
放送によりますと、教員組合から校
長を除外するといふような報道が伝え
られております。これは組合の団体化
をはかるものでございまして、私ども
の容認できないところでございす
が、文部大臣はいかようにお考えに
なつておられるか、この点もお答えを
願ひたいと思ふのであります。
要するに、このたび鳩山内閣によつ
て提案せられました教育行政に関する

二法案が、再び日本を国家統制の戦前
の昔に引き戻すものであり、民主的な
教育行政を妨げるものであつて、私ど
も鳩山内閣に重大な反省を求めなけれ
ばならないと考えております。
以上を申し上げまして、私の質問を
終りたいと存じます。(拍手)
〔国務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣鳩山一郎君 荒木君の御
質疑にお答えいたします。
第一に、教育委員会が今日まで果し
てきた業績についてどのように考える
かという御質問がありました。教育委
員会は、戦後の教育行政の運営におい
て、いわゆる六・三制の実施、教科内
容の改善、社会教育の振興等について
成果をおさめてきたものと考えており
ます。

第二に任命制にすることによつて官
僚主義の復活、教育に政党の介入が
起つてくると思ふが、どういふような
見解を持つておられるかといふこと
でし。私は官僚主義の復活あるいは政
党の介入といふものは、このたびの直
接選挙による地方公共団体の長が同じく
公選による議会の同意を得て任命する
ので、官僚主義の復活や政党の介入は
起るものではないと思つております。
第三に、任命制に切りかえることは
教育基本法の第十条の趣旨に違反する
と思ふがどうかという御質問がござい
ました。教育基本法第十条には、教育
が不当な支配に服することなく行われ

るべきことが規定してありますけれども、公選による地方公共団体の長が、住民の代表である議会の同意を得て、教育委員を任命するのでありますから、民主的措置の障害にはならないと私は思うのであります。

最後に、臨時教育制度審議会の成立後、これに諮問をして、政府の態度を決定すべきではないかという御質問がございました。しかし、お説のごとく今国会に臨時教育制度審議会の設置の法律案を提案いたしておりますが、わが国の地方教育行政の中心たる教育委員会の選挙は、本年の十月に全国的に行われるのであります。この制度の改善については、それ以前に措置することが必要であると思つたのであります。

〔国務大臣清瀬一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(清瀬一郎君) 教育長の任命のこと、すなわち地方教育委員会の教育長は、府県の委員会の承認を得たり、また府県教育長については文部大臣の承認を得たり、またこの研究指導等についても適当な助言を与えるといったようなことにいたしましたのは、日本の教育を有機的に一体として運行しようという考えでございます。それがために、不当な圧迫とか監督とかする考えはございません。

日教組の会合も、文部大臣は出て来たらいいじゃないかというよりな意味のごとでございますが、御案内がござ

いますれば、私も出ていくことにやぶさかではございません。

この中教審に対する諮問を今回いたさなかったのは、この法案作成に非常に急いだために、個々の委員の方の御意見は聞きました。委員会を開いて成文の答申を得ることはいたしませんでした。ただし、かつて政府が設けました政令諮問委員会の答申はございます。

それから民主党のときのことをお尋ねになりましたが、あれはこういうわけなんです。この問題は非常に重要なりといたしまして、これと教科書の問題とは、民主党が非常に注目したことでございます。だんだん研究いたしまして、ちよと昨年の十一月十二日に至つて、文教特別委員会一案を得ました。けれども、十五日にはすでに両党が合併して今の党派になつたので、この文教委員会の決定は、もとの民主党の総務会または代議士会の議を経るに至りませんでした。あれは未定稿でございます。その後未定稿も参酌いたしました。党内において非常に研究した結果、ただいまの案を最良と考えたのでございます。私は約変いたしたのではないと思ふ。〔中立性はどうかと呼ぶ者あり〕

教育の中立性の問題であります。が、幸いにして自來、大きな中立性違反の問題は起りませんでした。大へんけつこうなことだと思ひます。その原

因のうちには、かの二法案が幾分働いておることじゃないかと考えておりますから、この二法案を廃止する考えはございません。

それからして最後に、今の校長を教員組合からはずすかどうかということでございます。これは大へん適切な御質問でございます。ほかの行政においても、管理機構の者は組合からはずしてあります。〔管理者じゃないよ、人事権がないと呼ぶ者あり〕もし、校長をはずしたならばいい結果が生ずるという自信がございましたら、賛成しようと思つておりますが、いまだその結論には到達いたしておりません。〔拍手〕

○荒木正三郎君 答弁漏れがあったのですが。

○議長(河井彌八君) 登壇を求めます。発言を許します。

〔荒木正三郎君登壇〕

○荒木正三郎君 私先ほど総理大臣にお尋ねいたしました中に、教員が自発的に研究集会、これに文部省が指導をする、助言をするということがうたわれておるのであります。これは集会の自由、学問の自由をうたつておる憲法に違反するんじゃないか、こういう質問をいたしておたのでござい

ますが、総理大臣からは御答弁がございせん。

の質問に對しまして、六・三制の実施、教育施設の整備等において成果をあげてきたと認めると、こういう御答弁でございました。従来の教育委員会が、日本の教育の復興に成果をあげてきたということをお認めになるならば、この際、この教育委員会制度を根本的に変革するよりな、そういう改正を行う必要がないと私は思ふのであります。この点、私には理解できないのであります。従つて、この点をもう一度御答弁をいただきたい、かように考えておるのであります。

それから、この教員の研究集会について、私は文部大臣はどういう認識をもつておるかということをお尋ねしたわけなんです。私は今度の法案を見まして、この研究集会というものを対象にして、この内容が考えられているというところは歴然としております。その研究集会に文部省はいろいろな干渉を加えよう、そういう考えがあるということとは明白であります。従つてどういふ認識を持っておるか、そういう点についてお尋ねしたいのですが、御答弁がなかった。御説明を願いたいと思ひます。〔拍手〕

総理大臣は、自席からどうぞ。議長(河井彌八君) それは、議長が取り計らいます。

総理大臣は、自席において答弁せられてもよろしいのであります。

○国務大臣(鳩山一郎君) 皆さんの御許しを得まして、この席から御答弁をさせていただきます。

この法律案は、教育関係職員の研究集会の自由を阻害するものとは考えておりません。かつてそういうようなことがあつたということは、私は聞いておりません。〔これからあつたらどうしますかと呼ぶ者あり〕研究集会の自由を特別の理由なくして阻害するはずはないと思ひます。〔あつたらどうしますかと呼ぶ者あり〕ないように企てます。

教育委員会の制度の過去の業績とは別に改正すべき点があると思ひます。それだから、今回改正案を出したわけでありまして。〔理由がわからないと呼ぶ者あり〕

〔国務大臣清瀬一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(清瀬一郎君) 荒木さんの御承知のように、ただいまの学校教育法では、教科書は文部大臣が検定してあります。教科には、やはり文部大臣が学習指導要領を出しております。それゆゑに教職員の皆さんが御研究なさるときには、適当な御指導、御助言を申し上げる方がいいと思ひます。知らぬ顔をしておるべきものじゃないと思ひます。〔拍手〕

○議長(河井彌八君) これにて質疑の通告者の発言は、全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

昭和三十一年三月十三日 参議院會議第二十号 特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案 漁港法の一部を改正する法律案

○議長(河井彌八君) 日程第二、特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長長赤木正雄君。

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十一年三月六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八君

特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十一年」を「昭和三十一年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔赤木正雄君登壇、拍手〕

○赤木正雄君 ただいま議題となりました特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

につきましまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、本法律案の提案の理由並びに要旨について申し上げます。

特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法は、特殊土、地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良事業を実施し、この地帯の保全と農業生産力の向上をはかる目的をもちまして、昭和三十一年度を最終年度とする五カ年間の時限法として、去る昭和二十七年第十三回国会において成立したものであります。

昭和三十一年度までに内閣総理大臣の決定した事業計画の約三分の一が実施されたに過ぎない状況であります。今回さらに同法の効力を三十二年度より昭和三十六年度まで五カ年間延長し、所期の目的を達成しようとするものであります。

本法案は二月二十九日に当建設委員会に付託され、提案者及び政府に対する質疑のおもなるものを申し上げますと、地域指定がかえって一般公共事業の実施並びに計画に障害を来たす点がないか、また指定が一方に偏していないかという点であります。これについて、今後十分調整していききたいとの明確な答弁がありました。

また、指定地域における災害防除事業と災害復旧事業とは異なる関連を持って行われているかということですが、これについては、原則として

て別個の事業ではあるが、災害復旧事業と本法の目的たる防災の意味とを加味して実施しているということでありました。その他特殊土、地帯対策審議会の運営等について質疑が行われました。

かくて質疑を終って討論を省略し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 給員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第三、漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事戸叶武君。

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

漁港法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十一年三月一日、内閣総理大臣 鳩山 一郎

漁港法の一部を改正する法律案
漁港法の一部を改正する法律
漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の五」に改める。

第三条第二号中「水産倉庫」の下に「野積場」を加える。

第五条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、指定の内容の軽微な変更で、農林大臣があらかじめ漁港審議会の議を経て定める基準に適合するものについては、漁港審議会の議を経ることを要しない。

第十七条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の漁港の整備計画の変更は、前二項に規定する手続に準じて行ふものとする。

第二十二條第一項に次のただし書を加える。

第二十二條第二項ただし書中「及び軽微な事項である場合」を削り、同条に次の一項を加える。

3 国以外の漁港修築事業の施行者は、漁港修築計画につき第一項但書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく当該変更に係る事項を農林大臣に届け出なければならない。

第二十四條の四第一号中「又は停止の許可を受けたとき」を「若しくは停止の許可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国の施行する漁港修築事業によつて生じた土地等の管理及び処分)

第二十四條の五 国が施行する漁港修築事業によつて生じた土地又は工作物は、農林大臣が政令で定めるところにより管理し、又は処分する。

2 農林大臣は、政令で定めるところにより、前項の土地又は工作物で漁港施設であるものの管理を漁港管理者に委託することができる。

3 農林大臣が第一項の土地又は工作物を漁港管理者に譲渡する場合の譲渡の対価は、漁港管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内で無償とする。

第二十五条第一項中「又は当該漁港を地区内に有する水産業協同組合」を削り、同条第二項中「又は水産業協同組合」を削る。

第二十六条中「漁港管理計画及びこれを実施するために必要な」を削る。

第二十七条第一項中「漁港管理者は、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議させるために」を、第三種漁港の漁港管理者は「に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「漁港管理者は、漁港管理計画の設定」を、第三種漁港及び第二項の規定により漁港管理会を設置した漁港の漁港管理者は」に改め、同条中同項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第三種漁港以外の漁港の漁港管理者は、漁港に、漁港管理会を置くことができる。

3 漁港管理会は、漁港管理者の諮問に応じ、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議する。

第二十八条第二項中「又は水産業協同組合の代表者（代表者が数人ある場合には、その数人のうち漁港管理者の指定する者）」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」

を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条の見出し中「漁港管理計画及び」を削り、同条第一項中「漁港管理計画又は漁港管理規程の設定若しくは」を「漁港管理規程の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 漁港管理規程においては、政令で定めるところにより、当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に必要事項を定めるものとする。

第三十四条第三項中「漁港管理計画及び」を削り、同条第四項中「模範漁港管理計画例及び」を削る。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(漁港台帳)

第三十六条の二 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港台帳を調整しなければならない。

2 漁港台帳に必要事項は、農林省令で定める。

第三十七条第一項ただし書中「漁港管理計画若しくは」を削り、同条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第三十九条第一項ただし書中「漁港管理計画若しくは」を削り、同条

第四項ただし書中「第一種漁港の下に」又は「第二種漁港」を加える。

第四十六条第二号中「第二十二条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

附則第三項中「この法律施行後」を「第三種漁港については」に、「第二十七條第三項」を「第二十七條第五項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二十五条及び第二十八条第二項の改正規定は、昭和三十一年一月一日から施行する。

「戸叶武君登壇、拍手」

○戸叶武君 ただいま議題となりました漁港法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果を報告いたします。

漁港法は、御承知の通り水産業の基盤である漁港に関する基本法として、去る昭和二十五年に制定されたのでありますが、それ以来、本法に基づき漁港の指定されたもの二千六百五港に達し、漁港整備計画は、第十回及び第二十二回両国会の承認を得、これに従って漁港修築事業の推進、漁港の維持管理の適正化をはかり、本法の運用によって着々と漁港整備の実をあげ、わが国水産業の発展に寄与しているものであります。しかしながら、本法施行後の経

過にかんがみ、本法に規定する手続を簡素、かつ整備して、関係事務の円滑化を期するとともに、漁港整備の進捗に応じて本法の充実をはかり、また漁港の実情に即して現行制度に若干の改正を加え、今後における漁港行政の運営を一そう円滑ならしめようとするのが本法律案が提案せられた理由とされております。

しかしこの法律案の内容は、大要次のようであります。すなわちまず第一は、手続の簡素化に関する改正であります。そのおもな点は、漁港指定の内容の軽微な変更については漁港審議会の議を要しないこととするこ

と、漁港修築計画の軽微な変更については、農林大臣の事前許可制度を事後届出制とすること、漁港管理者は、漁港管理計画と漁港管理規程とを定めることになつてゐるのを、この両者を統合して、漁港管理規程だけとするこ

と、第二種漁港においても第一種漁港と同様、その区域内の公有水面の埋め立ての免許について農林大臣の認可を要しないこととするこ、さらにこれらとあわせて、従来明文を欠いておりました漁港整備計画変更の手続を、その制定の手続に準すべきものと、明確にする等であります。

第二は、新たに規定を設けようとするものであります。その一は、昭和二十七年以降実施しております国の直轄漁港修築事業のうち、だんだん完成

をみるものもありますので、これによって生じた土地または工作物に関する規定を設けることとし、これらは農林大臣において管理または処分を行い、そのうち漁港施設については、漁港管理者にその管理を委託し、これらの国有施設を漁港管理者がみずからの施設とあわせて一体的に維持管理することができるとし、その二は、漁港管理者に漁港台帳を調製せしめて、漁港管理の適正化に資することができるとし、その三は、現行制度の改正に関するものであります。現行法では漁港管理者となることのできるものは、地方公共団体または水産業協同組合となつておりますが、これを地方公共団体のみとするこ、漁港管理会について、その利用範囲が全国的にわたつて重要である第三種漁港については、従来通り義務設置とし、その他の漁港にあつては、任意設置とすること、漁港の機能施設に野積場をも加え、これを漁港管理の対象とすること等がその内容であります。なお、その他関係条文を整理いたしてあります。

委員会におきましては、まず政府当局から法案の内容について逐条的に詳細な説明を聞き、続いて質疑に入り、漁港修築計画の軽微な変更は農林大臣の許可を受ける必要をなくして、届出のみでよいことになつてゐるが、この場

昭和三十一年三月十二日 参議院會議第二十号 漁港法の一部を改正する法律案

合致する変更の内容について、その基準いかん、漁港管理者として指定するものの中から、水産業協同組合を除外することになっているが、その理由いかん、また管理上支障はないか、地方財政の現況において、地方公共団体が漁港を管理するに必要な費用について、差しつかえはないか等の問題について、質疑応答を重ね、慎重審議が行われましたが、その内容の詳細は、委員会の会議録に譲ることにいたしたいと存じます。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

○本日の会議に付した案件

一、海岸砂地帯農振振興対策審議会委員の選挙

一、日程第一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(趣旨説明)

一、日程第二 特殊土地、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

一、日程第三 漁港法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長	河井 彌八君
副議長	重宗 雄三君
議員	上林 忠次君 梶原 茂嘉君 奥 むめお君 山川 良一君 赤木 正雄君 森田 義衛君 村上 義一君 宮城タマヨ君 薄口 三郎君 三浦 辰雄君 廣瀬 久忠君 早川 慎一君 野田 俊作君 中山 福蔵君 常岡 一郎君 土田国太郎君 館 哲二君 竹下 豊次君 島村 軍次君 佐藤 尚武君 河野 謙三君 岸 良一君 北 勝太郎君 武藤 常介君 大谷 肇潤君 松原 一彦君 西岡 ハル君 井上 清一君 伊能 芳雄君 小澤久太郎君

青柳 秀夫君 佐藤清一郎君	有馬 英二君 関根 久蔵君	白川 一雄君 岡田 信次君	中川 幸平君 田中 啓一君	藤原 亨君 上原 正吉君	藤野 繁雄君 西川基五郎君	宮田 重文君 一松 政二君	三浦 義男君 石原幹市郎君	寺尾 豊君 中山 壽彦君	池田宇右衛門君 鶴見 祐輔君	青木 一男君 津島 壽一君	青米地義三君 佐野 廣君	小幡 治和君 石井 桂君	雨森 常夫君 平林 太一君	西川弥平治君 白井 勇君	長島 銀藏君 寺本 廣作君	青山 正一君 紅露 みつ君	劔木 亨弘君 横川 信夫君	松岡 平市君 鈴木 强平君	野本 品吉君 平井 太郎君	川村 松助君 堀 末治君	堀木 鎌三君 笹森 順造君	黒川 武雄君 一松 定吉君	石坂 豊一君 高田なほ子君	久保 等君 阿 三郎君	海野 三朗君 三木與吉郎君	小西 英雄君 田中 一君	上條 愛一君 井村 徳二君	重政 庸徳君 荒木正三郎君	入交 太蔵君 川口爲之助君	平林 剛君 竹中 勝男君	赤松 常子君 木内 四郎君	古池 信三君 山下 義信君
---------------	---------------	---------------	---------------	--------------	---------------	---------------	---------------	--------------	----------------	---------------	--------------	--------------	---------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	--------------	---------------	---------------	---------------	-------------	---------------	--------------	---------------	---------------	---------------	--------------	---------------	---------------

木下 源吾君 井上 知治君	村尾 重雄君 市川 房枝君	八木 幸吉君 須藤 五郎君	石川 清一君 鈴木 一君	若木 勝蔵君 千田 正君	龜田 得治君 片岡 文重君	小林 亦治君 加瀬 完君	藤田 進君 湯山 勇君	千葉 信君 大倉 精一君	永岡 光治君 阿貝根 登君	秋山 長造君 曾根 益君	岡田 宗司君 戸叶 武君	三木 治朗君
内閣総理大臣 鳩山 一郎君	文部大臣 清瀬 一郎君	国務大臣 太田 正孝君	政府委員	内閣官房長官 根本龍太郎君	内閣官房副長官 松本 龍蔵君	法制局長官 林 修三君	自治庁長官 小林與三三君	房行政部長 齋藤 憲三君	経済企画 齋藤 憲三君	文部省初等中等教育局長 緒方 信一君	農林政務次官 大石 武一君	

定価 一部 十五円

(郵送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一五五局